

随意契約の結果

【令和8年2月分】役務・物品購入

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部

工事、業務又は物品購入等契約の名称及び数量等	契約担当役の氏名及びその所属する支社等の所在地	契約を締結した日	契約相手方の氏名及び住所	契約相手方の法人番号	予定価格	契約金額	落札率	随意契約によることとした理由	再就職 役員数	公益法人の場合			備 考
										公益法人の区分	国所管、都道府県 所管の区分	応札・応募者数	
UR賃貸ショップ戸塚モディ賃貸借契約	契約担当役 東日本賃貸住宅本部長 井添 清治 東京都新宿区西新宿6-5-1	令和8年2月18日	(株)丸井 東京都東京都中野区中野4-3-2	1011201012121	38,811,246円	38,811,246円	100.0%	当該契約は、業務を実施するための事務所の賃貸借契約である。立地、規模、賃料等の条件から、当該物件が最適であることを判断し、当該物件の賃貸人が特定されていることから、会計規程第51条第3項第1号の規定に基づき、随意契約を行ったものである。	-				
磯子三丁目団地における「団地の未来プロジェクト」デザイン監修業務（令和7年度）	契約担当役 東日本賃貸住宅本部長 井添 清治 東京都新宿区西新宿6-5-1	令和8年2月18日	(株)サムライ 東京都渋谷区東2-14-11	7011001073440	15,664,000円	15,070,000円	96.2%	「団地の未来プロジェクト」においては、ブランディングの一環として、株式会社サムライによりロゴが既定され、洋光台北団地及び洋光台西団地の外壁修繕工事や屋外環境整備においても、株式会社サムライの監修により、団地の随所にロゴを用いて改修を実施してきたところである。 今般、「団地プロジェクト」の一環として、洋光台中央団地や洋光台北団地の取組みを他団地にも展開する取り組みとなり、住棟や屋外において随所にロゴを用いて改修を実施する予定である。そのため、当該者がロゴの著作権者として著作権を有していることから会計規程第51条第3項第1号に基づき下記における随意契約を行うものである。	-				
UR賃貸ショップ戸塚モディ新設に係る店舗設営等業務	契約担当役 東日本賃貸住宅本部長 井添 清治 東京都新宿区西新宿6-5-1	令和8年2月24日	(株)電通ライブ 東京都港区東新橋1-8-1	4010001050790	35,704,900円	35,704,900円	100.0%	本業務は、当機構のUR賃貸住宅をPRし入居促進を図る業務である。当該業務には賃貸住宅の効果的なPRに関する専門的知識と企画力が求められるため、企画競争により契約相手先の選定を行った。当該法人は、最も高い評価の企画提案を行ったことから、会計規程第51条第3項第1号に基づき当該法人と随意契約を行ったものである。	-				
令和8年度東日本賃貸住宅本部管轄団地（神奈川県）における法定点検等業務	契約担当役 東日本賃貸住宅本部長 井添 清治 東京都新宿区西新宿6-5-1	令和8年2月10日	日本総合住生活（株） 東京都千代田区神田錦町1-9	3010001033375	820,589,000円	806,052,500円	98.2%	当工事は、対象地区においてUR賃貸住宅の安心安全に根差した重要かつ特殊な業務（業務内容が多岐にわたり、必要とする人員の確保・体制の構築が求められる）であるため、本工事に必要な特殊な技術、設備等又は高度な専門性のある技術等を有している法人を特定し、会計規程第51条第3項第1号に基づき、随意契約を行ったものである。	3人				